

### 第3編 分野別計画

基本目標3 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために【福祉（高齢福祉・障害福祉・地域福祉）、健康づくり】

#### 3-1 みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち【福祉】

##### 施策06 共に支え合う地域福祉の推進

目的	対象	市民，地域活動団体，福祉サービス事業者，福祉団体
	意図	地域で役割分担して暮らしを支え合うことができる

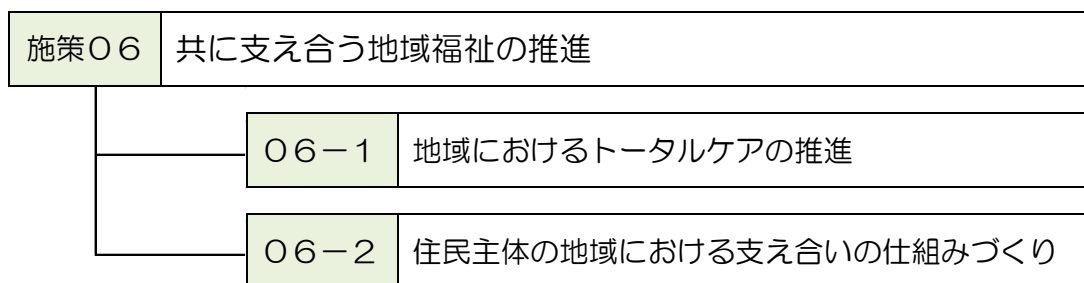
#### ✚ 施策の方向

誰もが住み慣れた場所で、社会から孤立することなく、いきいきとした生活を送ることができるよう、地域で支え合い、認め合い、ともに生きるまちづくりを推進するとともに、地域における住民主体の活動を支援することにより地域福祉の充実を図ります。

#### ✚ 施策のポイント

- 福祉3計画（地域福祉計画，高齢者総合計画，障害者総合計画）に基づく施策の有機的な連動による展開
- 地域共生社会の充実に向けた包括的な支援体制の構築
- 地域福祉コーディネーターを中心とする地域におけるトータルケアの推進や住民主体による地域で課題を解決する仕組みの充実
- 専門的な人材育成と福祉サービスの担い手となる市民の育成・参画
- 成年後見制度の利用促進や再犯防止の取組の推進
- 新たな総合福祉センター整備の推進

#### ✚ 基本的取組の体系



#### ✚ 現状と主要課題

- 市は、平成30年3月に、地域福祉を推進するための指針として、自助、互助・共助、公助の連携による地域づくりや地域ぐるみの福祉の進め方について、市の取組のほか、市民や地域が今後目指す方向等を定めた「調布市地域福祉計画」を策定し、これに基づいて取組を進めています。

- 調布市地域福祉計画では、地域福祉に関する様々な課題の解決に向け、「地域福祉を担う人づくり」、「ふれあい、生きがい、支え合いの地域づくり」、「地域福祉の輪を広げるネットワークづくり」及び「安全・安心して生活できる環境づくり」の4つの基本目標と、「地域におけるトータルケアの推進」、「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」、「地域が一体となった災害対策の推進」の3つの重点施策を掲げています。
- 包括的な支援体制の構築を図るため、平成30年10月には、高齢、児童、障害、健康、教育など、各分野の庁内所管部署や調布市社会福祉協議会、保健所等の関係機関で構成する「相談支援包括化推進会議」を設置しました。
- 複合的な生活課題を抱える市民や制度の狭間で苦しんでいる市民などにきめ細かな対応を行うため、様々な機関や団体と連携しながら、課題の解決に向けた取組を行う地域福祉コーディネーターをこれまで段階的に配置し、令和元年度には、8つの福祉圏域全てに配置しました。
- 現在、地域福祉コーディネーターを中心に、地域福祉における地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決する包括的な支援体制づくりを進めるとともに、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制の構築を支援しています。
- 市は、住み慣れた地域の中で、市民一人一人が孤立することなく、お互いに支え合い、安心した生活が送れるよう、交流の場づくりを進めるため、調布市社会福祉協議会が実施している「ひだまりサロン事業」を支援しています。
- 令和2年3月に、多摩南部成年後見センターを共同運営している構成5市（調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市）で策定した5市共通の成年後見制度利用促進基本計画を協働して推進するとともに、次期地域福祉計画を踏まえて、市の取組を検討し、推進する必要があります。
- 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、再び地域社会の一員として生活を送ることが出来るよう、組織横断的な連携の下、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があります。
- 国は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、市町村の包括的な支援体制の構築を推進するため、社会福祉法を改正し、令和3年4月に重層的支援体制整備事業を創設しました。
- 今後、複雑化・複合化した地域の生活課題に的確に対応するため、重層的支援体制整備事業への移行により、地域福祉コーディネーターを中心とする多機関協働の取組等を主要な取組の一つとして、相談支援等の充実や地域における支え合いの仕組みづくりに努める必要があります。
- 誰もが安心かつ快適な生活を営むことができ、進んで社会進出ができるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づく福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。
- 総合福祉センターについては、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、利用者や関係団体等の意見を踏まえながら、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点となるよう整備・移転に向けた取組を進めていきます。

## ✚ 基本的取組の内容

### 06-1 地域におけるトータルケアの推進

#### ◆包括的な支援体制の構築

「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を組織横断的に推進する中で、地域福祉コーディネーターと相談支援機関等との連携により、


### 第3編 分野別計画

多機関協働による包括的な支援体制の構築を図ります。

#### ◆相談支援機関のネットワークの構築とコーディネート機能の強化

8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心とし、複雑化・複合化した課題に的確に対応できるよう、地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決するコーディネート機能の強化を図ります。

#### まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
地域福祉コーディネーターの新規相談件数(個別支援)	—	429件 (R3)	

#### 基本計画事業候補

事業名	地域福祉コーディネーターを中心とする包括的な支援体制の構築	担当課	福祉総務課	重点3
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法に基づき実施する重層的支援体制整備事業の取組の下、地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実を図るとともに、多様な地域活動や地域課題に対する住民の主体的な取組を支援し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。</li> </ul>			

## 06-2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり

#### ◆地域課題の解決力の強化

住民の身近な地域で、住民が主体的に地域課題を解決する支え合いの仕組みづくりについて、地域福祉コーディネーターの活動を通じて、地域支え合い推進員や関係機関等との連携による支援を行います。また、福祉人材育成センターを中心とした担い手の発掘と育成及び専門性の向上を推進します。

#### ◆住民主体の交流活動の場の拡充

ひだまりサロン等の市民の主体的な交流活動の場の整備等を推進するとともに、地域活動やボランティア活動等について、地域福祉コーディネーターやボランティアコーナー等が連携した支援により、各種活動の活性化を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
地域福祉コーディネーターの新規相談件数(地域支援)	—	348件 (R3)	

基本計画事業候補

事業名	地域福祉コーディネーターを中心とする包括的な支援体制の構築【再掲】	担当課	福祉総務課	重点3
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法に基づき実施する重層的支援体制整備事業の取組の下、地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実を図るとともに、多様な地域活動や地域課題に対する住民の主体的な取組を支援し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。</li> </ul>			

事業名	福祉人材育成事業の推進	担当課	障害福祉課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の福祉人材の育成・確保のため、調布市福祉人材育成センターの運営を支援します。</li> <li>障害理解の更なる推進のための当事者講師育成研修や、民間事業所における強度行動障害への対応力向上を図る講師派遣研修を新たに実施します。</li> </ul>		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- デジタル技術を活用した交流の場の確保

共創のまちづくり

- 民生委員・児童委員による地域福祉活動
- 多機関協働による包括的な支援体制の構築
- 社会を明るくする運動の推進
- 地域住民主体の交流活動の充実
- 福祉人材確保・育成

フェーズフリー

- フェーズフリーの考えた方を取り入れた新たな総合福祉センターの整備

## 施策07 高齢者福祉の充実

目的	対象	おおむね65歳以上の市民
	意図	住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、健康的に暮らし続けることができる

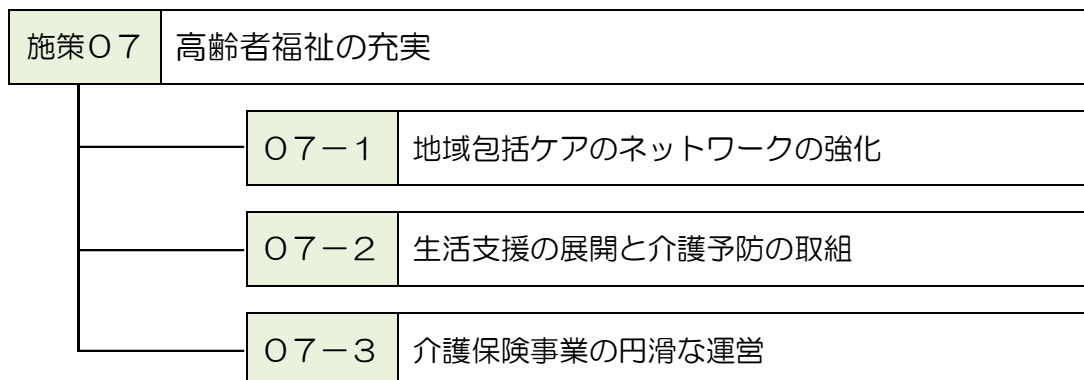
### ✚ 施策の方向

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

### ✚ 施策のポイント

- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域づくり
- 8つの福祉圏域における第2層の地域支え合い推進員の配置の継続・拡充
- 介護保険事業の円滑な運営と地域密着型サービスの整備
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組の推進

### ✚ 基本的取組の体系



### ✚ 現状と主要課題

- 団塊の世代の全てが後期高齢者となる令和7（2025）年以降、医療や介護に対する需要が更に増加すると見込まれています。このような状況下、国では、令和7（2025）年を目途に、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくとしており、各自治体では、令和7（2025）年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。



- 厚生労働省の「令和4年版厚生労働白書」によると、我が国では令和7（2025）年には高齢者の5人に1人に当たる約700万人が認知症になると見込まれており、認知症は、今や誰もが発症しうる身近なものになっているとしています。
- このような状況下、国は、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」を策定しています。同大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生<sup>1</sup>」と「予防<sup>2</sup>」を車の両輪とした施策の推進を基本的な考え方に据えています。
- 市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の中の関係団体や専門機関、行政が連携し、地域包括ケアシステムの仕組みづくりを推進しています。また、サブセンターを含む市内10箇所の地域包括支援センターに認知症の人やその家族への相談支援や、医療・介護との連携コーディネート役を担う「認知症地域支援推進員」を配置しています。
- 平成30年2月に策定された高齢社会対策大綱では、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、もはや現実的なものではなくなりつつあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来している」としたうえで、「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整える必要がある」としています。
- 高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしい暮らしを最後まで送り続けることができるよう、今後も引き続き、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努める必要があります。
- 今後、高齢社会の進行に伴って、要介護・要支援認定を受ける市民の数がさらに増加していくことが見込まれます。それを防ぐ対策として、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった個々の要素の改善だけを目指すのではなく、心身機能の改善や環境調整などを通じ、個々の高齢者の生活機能（活動レベル）や参加（役割レベル）の向上をもたらす、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上を目指す必要があります。
- 高齢者自身が地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるよう、就業や社会活動へ参加する機会の確保・充実に努める必要があります。
- 健康長寿を目指して、要支援、要介護状態にならないように、高齢者のニーズに合った介護予防事業を推進していく必要があります。市は、平成27年度から地域支え合い推進員を配置し、高齢者が主体的に活動に取り組めるよう、体制整備を推進しています。

## ✚ 基本的取組の内容

### 07-1 地域包括ケアのネットワークの強化

#### ◆地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアを推進する中核機関として、地域との連携の強化を図るとともに、福祉圏域の特徴に応じた地域包括支援センターの体制整備を推進します。また、認知症地域支援推進員を継続配置し、在宅医療・介護連携推進や認知症対策の実施に取り組みます。

<sup>1</sup> 認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きること。

<sup>2</sup> 認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにすること。

### 第3編 分野別計画

#### ◆医療と介護の連携強化

在宅療養を必要とする高齢者が安心して暮らせるよう、「ちょうふ在宅医療相談室」の取組を充実し、高齢者の相談支援及び地域の医療と介護の連携体制づくりや、地域と病院の連携強化を推進します。

#### ◆在宅生活を支えるサービスの充実

在宅で生活する高齢者を支援するため、配食サービス、緊急通報システム等の提供を行います。また、それらのサービスを周知し、利用を促進するほか、必要に応じて見直し・改善を図ります。

#### ◆ケアラー（介護者）への支援

家族をはじめとした介護者（ヤングケアラーを含む）の身体的・精神的負担を緩和するための支援や関係機関等との連携の強化を図ります。

#### ◆認知症高齢者等への支援の充実

認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症の当事者や家族と共に認知症への理解促進を啓発するとともに、社会参加の体制整備や相談支援体制強化、ネットワークの構築を図ります。

#### ◆見守りネットワークの推進

高齢者や障害者、生活困窮者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域全体で見守りを推進する見守りネットワークの継続実施と、協定・協力団体との連携強化を図ります。

### まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
地域包括支援センターの利用者の満足度	—	調査中	

### 基本計画事業候補

事業名	地域包括支援センターの充実	担当課	高齢者支援室	重点3
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の総合相談窓口として、包括的・継続的ケアマネジメント支援や多様なネットワークを活用した介護予防、地域の高齢者の実態把握や相談支援及び権利擁護などを行う地域包括支援センターの機能強化と適正な運営を図ります。</li> </ul>			

事業名	認知症対策の充実	担当課	高齢者支援室	重点3
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の方や家族と共に認知症への理解促進を啓発するとともに、医療と介護の専門職の連携強化と対応力向上を図り、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症対策の充実を図ります。</li> </ul>			

事業名	見守りネットワークの推進	担当課	高齢者支援室
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障害者、生活困窮者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域全体での見守りを推進します。</li> </ul>		

07-2 生活支援の展開と介護予防の取組

◆社会参加と生きがいづくり

高齢者が地域と関わりながら、主体的に活動ができるように、常設の通いの場や居場所を運営する中間支援組織と連携し、新しい生活様式にも対応した社会参加の促進を図ります。福祉施設等の整備に当たっては、高齢者の社会参加や健康づくりの促進に資する機会の提供も併せて検討します。

また、高齢者の就労機会を提供するシルバー人材センターへの支援を行います。

◆健康づくり・介護予防の推進

高齢者のデジタルデバイド解消に取り組むとともに、フレイル予防事業の実施、多世代交流の場につながる常設通いの場の整備を推進します。また、高齢者の健康寿命の延伸を目指した産学官連携での取組を進めます。その他、要支援・要介護状態になるのを防ぐための介護予防事業の実施や、要支援者に対する介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス提供を推進します。


◆支え合いの地域づくりの推進

高齢者の生活支援・介護予防サービスを地域の支え合いにより提供していくため、福祉圏域に配置した地域支え合い推進員が住民ニーズを把握しながら、支え合いの地域づくりを推進します。

◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

東京都後期高齢者医療広域連合との連携を図るとともに、庁内組織の横断的な取組の下、高齢者の健康課題に応じたきめ細かな支援を行うため、保健事業と介護予防の一体的な取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
就労を含む社会参加している高齢者の割合	—	調査中	

基本計画事業候補

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業の展開	担当課	高齢者支援室	<b>重点3</b>
事業の概要	・高齢者が要介護状態にならずに、地域で元気に暮らしていけるよう、高齢者ニーズに合った介護予防・フレイル予防事業を推進します。日常生活支援総合事業については、多様な主体によるサービス提供をするとともに、普及啓発に取り組みます。			

事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施<新規>	担当課	保険年金課、高齢者支援室、健康推進課
事業の概要	・高齢者の心身の多様な課題に対応し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、健診結果、医療レセプト及び介護レセプトから高齢者の健康課題を把握し、家庭訪問や通いの場への積極的関与等を通じて、必要な医療や介護サービス等への橋渡しやフレイル予防に取り組みます。		



07-3 介護保険事業の円滑な運営

◆介護保険事業の円滑、適正な運営

利用者への情報提供や支援，介護サービスの質の向上，介護給付の適正化，介護保険サービスの利用者負担軽減を図るとともに，介護認定事業の円滑な運営を推進します。

◆地域密着型サービス<sup>3</sup>等の整備

市内におけるサービスの需要と供給のバランスに配慮しながら，地域密着型サービス等の基盤整備を促進します。

◆サービスの質の向上への取組

利用者が安心してサービスを受けることができるよう，関係機関との連携の強化や介護人材の確保・育成を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
要介護認定申請から決定までの日数	—	調査中	➔

●その他の主な事業

- ・地域密着型サービスの整備
- ・要介護（要支援）認定



施策の推進，成果向上の視点に関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- CDC（調布・デジタル・長寿）運動
- デジタルデバイド解消
- オンラインを活用したフレイル予防・交流・相談支援等
- AI活用のケアプラン作成

共創のまちづくり

- 高齢者健康づくり事業
- 多機関連携による包括的支援体制の整備
- 地域での高齢者見守り
- CDC（調布・デジタル・長寿）事業
- 高齢者就労の場確保
- スマートフォン講習会

フェーズフリー

- 各所管施設におけるフェーズフリーの考え方に基づく取組の促進
- 日頃のフレイル予防や地域交流を通じた災害時の避難生活等での健康悪化防止

<sup>3</sup> 高齢者が認知症や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援するサービス。介護事業者を指定する権限は市町村にあり，利用対象は原則住民のみ。

## 施策08 障害者福祉の充実

目的	対象	障害のある市民とその家族
	意図	安心して暮らし、社会に参加することができる

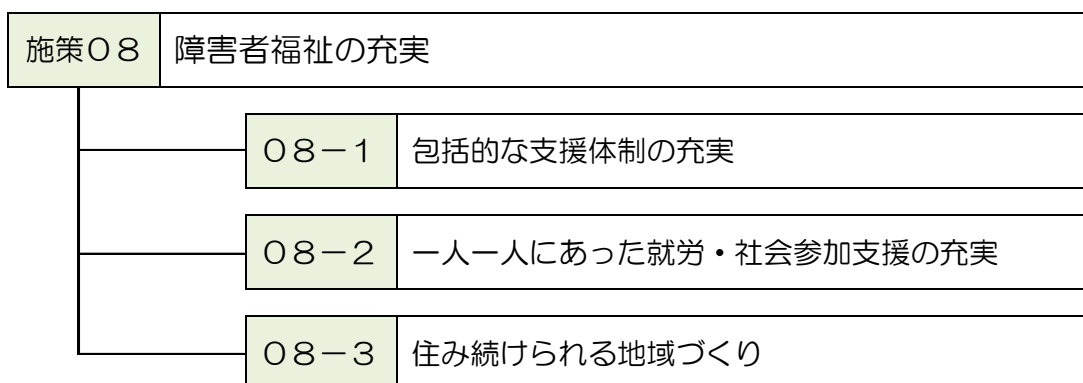
### ✦ 施策の方向

障害のある市民に対する一人一人のニーズとライフステージに応じた切れ目ない支援により、共に暮らす地域社会の充実を目指す中で、その人らしい自立した生活の実現を図ります。

### ✦ 施策のポイント

- 多様な形態の通所施設やグループホーム等の整備
- 一人一人のニーズ、ライフステージに応じた支援や障害者と家族を地域の中で支える体制づくり
- 障害児・者のスポーツ活動、余暇活動の充実
- 障害理解の推進と障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の充実

### ✦ 基本的取組の体系



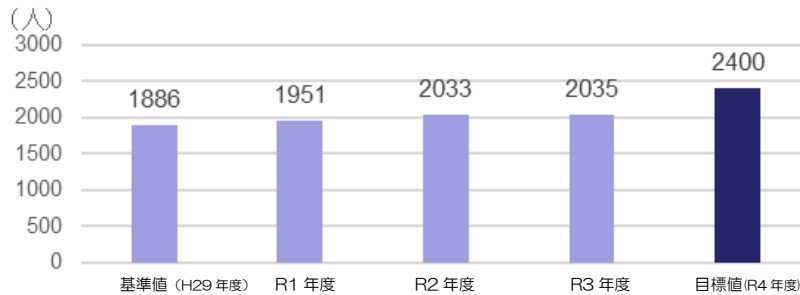
### ✦ 現状と主要課題

- 令和3年6月に「障害者差別解消法」が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、国及び地方自治体の連携強化の責務の追加や、障害を理由とする差別を解消するための支援が強化されました。同年9月には「医療的ケア児支援法」が施行され、医療的ケア児・者やその家族への支援は、医療、福祉を始めとする多職種が連携し、社会全体で支えていくことが定められました。また、東京都は、令和4年9月に「手話言語条例」を施行し、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利を尊重し、手話について理解を深めるよう努めることとしました。これらのことから、障害の有無に関わらず誰もが安心して生活することができる社会を目指す取組が、市にも求められています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、市民一人一人が障害者に寄り添う心を持ち、手を取り合って暮らせる共生社会の充実に向けて、「パラハートちょうふ」を標ぼうし、様々な取組を実施しています。また、令和3年度からは、毎年12月を「パラハート月間」と位置付けて

啓発活動に取り組んでいます。引き続き、市民における障害理解の促進を図る必要があります。

- 障害者相談支援事業所やこころの健康支援センターの窓口等において、相談支援に取り組んでいるほか、障害者就労支援センター「ちょうふだそう」及び就労支援室「ライズ」において、障害者の就労支援や生活支援など、幅広い支援を実施しています。また、重度障害者等のグループホームを計画的に開設する等、障害者グループホームの整備に取り組んでいます。

《障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数》



- 障害者の一般就労が進む一方で、離職した障害者への再就職支援が必要になっているほか、一般就労に向けた準備として、生活面や社会的スキルを身に付けることができる環境が求められています。
- 障害のある方が自分らしく、自立した生活を送り続けることができるよう、日中活動の場の確保や生きがいづくり、社会参加を促進するため、地域の中での支え合いが必要とされています。
- 障害のある方は、障害種別によって希望する医療機関の受診が限られてしまう状況があるため、障害者地域自立支援協議会において、医療と福祉の相互理解について検討を開始しています。
- 医療技術の発展や、障害福祉サービス等が充実したことで、より多くの重度知的障害者や重症心身障害者が地域で生活できるようになった一方で、これらの方を受け入れられる日中活動の場やショートステイ施設が不足しています。今後も特別支援学校の卒業生の増加が見込まれることから、新たな施設整備が必要となっています。
- 障害のある方が住み慣れた地域で安心して日常生活を送り続けることができるよう、グループホームなどの多様な居住の場を確保していく必要があります。また、障害者の高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域で安心して暮らし続けられる体制づくりが必要です。
- 障害者の地域生活の充実のため、施設等を利用していない夕方以降や休日などに、余暇を楽しむことができる場や機会の確保が必要です。

## ✚ 基本的取組の内容

### 08-1 包括的な支援体制の充実

#### ◆相談等支援体制の強化

基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所のほか、こころの健康支援センターや、子ども発達センター等と情報や課題を共有するなど、連携体制を強化するとともに、相談支援の質の向上を推進します。また、緊急時に適切なサポートが受けられるよう、相談窓口の設置、緊急時のショートステイ等、地域生活支援拠点としての機能の充実を図ります。併せて、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応など、関係機関等と連携した障害者虐待防止の取組を推進します。

### 第3編 分野別計画

#### ◆障害福祉サービスによる生活支援

ホームヘルプ、通所施設、ショートステイ等の日常生活の支援や、コミュニケーション支援の充実など、障害者のニーズに基づき、きめ細かなサービスを提供します。

#### ◆医療的ケアへの支援体制の整備

医療的ケアを必要とする障害児・者への支援のため、関係機関との連携のほか、看護職による医療と福祉両面からのコーディネートやサービス事業所の受入れ、対応等の支援を強化します。また、相談支援業務に従事する職員における、医療的ケア児コーディネーター養成研修の受講を進めます。

#### ◆障害のある家族がいる家庭への支援

障害児・者とその家族の負担の軽減を図り、障害者とその家族（ヤングケアラー含む）が安心して暮らすことができるよう支援します。

#### ◆発達相談及び早期療育体制の充実

障害や発達の遅れ、かたより及びそのおそれのある子どもについて、子ども発達センターを中心とする支援体制の充実を図るとともに、早期に適切な療育へつなげます。

### まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
障害者相談支援事業、こころの健康支援センター、子ども発達センターの相談利用者数	—	調査中	

### 基本計画事業候補

事業名	障害児・者医療的ケア体制支援事業	担当課	障害福祉課・子ども発達センター	重点3
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療と福祉の両面におけるコーディネートを行う看護職による支援を継続します。また、相談支援業務に従事する職員において、医療的ケア児コーディネーター養成研修の受講を進めることで、支援体制の充実を図ります。</li> <li>家族の介護負担軽減や就労支援を図るため、訪問看護師による在宅レスパイト事業を継続します。</li> <li>医療的ケア児支援関係機関連絡会において、課題共有を行い、連携を図ります。</li> </ul>			

事業名	発達障害児支援事業	担当課	子ども発達センター
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの障害や発達の遅れ、かたよりについて、保護者や子ども施設からの相談に応じ、早期に適切な療育へつなげるとともに、子どもの状況に応じた専門的かつ適切な療育を行います。</li> </ul>		

## 08-2 一人一人にあった就労・社会参加支援の充実

## ◆障害者の就労支援及び就労定着支援の充実

より多くの障害者が就労できる社会を目指し、新たな障害者就労支援拠点となる通所施設を整備します。また、障害者就労支援センターを中心に、関係機関等と連携を図り、障害者の就労と定着を支援するとともに、障害者を雇用する事業者への支援を通じて、一人一人の状況に合った働き方の実現につなげます。

## ◆余暇活動支援の充実

重度の障害者でも運動やスポーツができる場や機会を増やすことで、障害児・者の余暇の充実を図ります。

## まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
年度末の継続就労者数	—	調査中	➔
施設に通所している障害者数	—	調査中	➔

## 基本計画事業候補

事業名	障害者の就労支援	担当課	障害福祉課	重点3
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>2箇所の障害者就労支援センター（ちょうふだそう，こころの健康支援センター就労支援室ライス）を運営し，就労面及び生活面の支援を一体的に行い，障害者の就労の促進を図り，自立と社会参加につなげます。</li> <li>新たな就労支援拠点を設置・運営し，障害者の多様なニーズに対応した訓練プログラム等を実施することで，より多くの障害者が一般就労できるよう支援します。</li> <li>重度障害者の就労に必要な，通勤支援や職場等における支援を雇用施策と連携して実施し，重度障害者の就労促進を図ります。</li> </ul>			

事業名	余暇活動支援の充実	担当課	障害福祉課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児・者が平日の夕方や休日に活動できる場を整備するとともに，余暇活動に係る事業を実施します。</li> <li>障害者施設等との連携のほか，ボランティアの活用を含め，様々な手法，事業により障害児・者の余暇活動の機会の充実を図ります。</li> </ul>		

## 08-3 住み続けられる地域づくり

## ◆重度障害者施設の整備

医療的ケアを含む重症心身障害者や重度知的障害者も受入れ可能な施設の整備を推進し，社会参加の



### 第3編 分野別計画

促進を図ります。

#### ◆地域生活に向けた基盤整備

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な形態のグループホームの設置・運営を支援するとともに、地域における居住の場の確保を図ります。

#### ◆共生社会の充実に向けた取組の推進

障害の有無に関わらず、地域で交流しながら共生できる社会を充実させていくため、パラリンピックレガシーを継承しながら、更なる障害理解の促進や障害者差別解消法の普及啓発を推進します。

### まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
障害者が住みやすい地域だと感じている割合	83.8% (H30)	調査中	➔

### 基本計画事業候補

事業名	重度障害者施設の整備 <新規>	担当課	障害福祉課	重点3
事業の概要	・医療的ケアを含む重症心身障害者や重度知的障害者も受入れ可能な施設の整備を進めるとともに、安定した運営が行えるよう支援します。			

事業名	障害者グループホームの整備	担当課	障害福祉課
事業の概要	・高齢化した障害者を含め、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、グループホームの開設を支援するほか、重度障害者等グループホームの運営支援を行います。		



### 施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

#### デジタル技術の活用

○障害福祉関連機器の活用による障害者の生活の利便性向上

#### 共創のまちづくり

- 多機関連携による相談支援体制整備
- 地域住民やボランティアの協力による余暇活動の充実
- 障害者の就労の場の確保

#### フェーズフリー

- 要支援者に対する災害時における支援の推進
- ちようふ災害福祉ネットワークを通じた障害者施設との連携

## 施策09 セーフティネットによる生活支援

目的	対象	生活困窮者，生活保護受給者
	意図	自立して生活を送ることができる 健康で文化的な生活を送ることができる

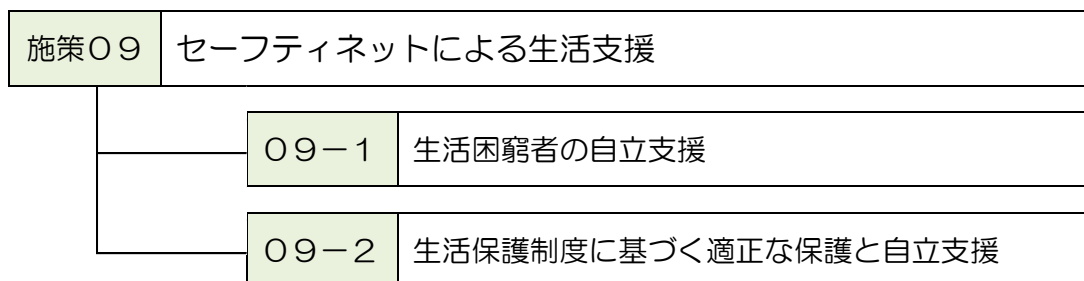
### ✦ 施策の方向

生活保護に至る前の生活困窮者の早期把握に努め，個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに，生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障し，自立に向けて継続的な支援を実施していきます。

### ✦ 施策のポイント

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援や低所得者・離職者支援の推進
- 生活保護制度の適正な運用
- 生活保護受給者の就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援の充実
- 関係機関との連携による生活困窮者の相談対応

### ✦ 基本的取組の体系

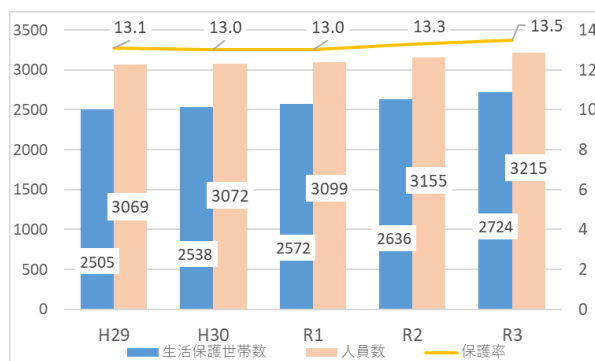


### ✦ 現状と主要課題

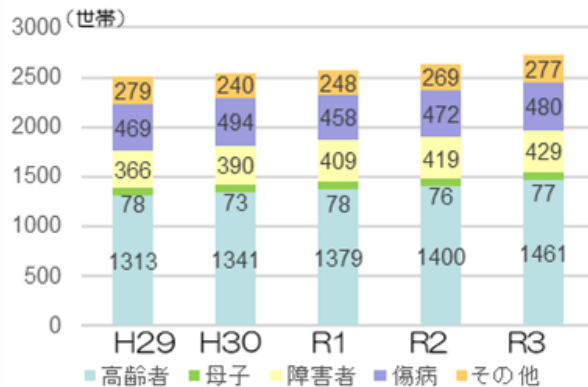
- 国は，平成27年4月1日から，「現在は生活保護を受給していないが，生活保護に至るおそれがあり，自立が見込まれる人」を対象に，困りごとに関わる相談に応じ，安定した生活に向けて仕事や住まい，子どもの学習など様々な面で支援することを目的とした「生活困窮者自立支援制度」を開始しています。
- 現在，市は，ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」において，相談や就労支援等を一体的に実施しているほか，離職等により経済的に困窮した方が「住居確保給付金」制度を活用できるよう支援しています。
- 子どもの貧困の連鎖を防止するため，子ども・若者総合支援事業「ここあ」において，生活困窮世帯や生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援に取り組んでいます。また，令和2年度からは，調布市社会福祉協議会と連携し，生活困窮者の相談窓口として「調布市生活ほっとあんしん相談事業」を実施しています。

- 市は、「漏給防止」、「濫給防止」、「自立支援」を柱に、生活保護の適正な実施と生活困窮者の自立に向けた支援に取り組んでいます。平成30年以降、生活保護の受給世帯数は増加傾向が続いており、世帯類型別に見ると、高齢者世帯及び障害者世帯が一貫して増え続けているのが特徴です。

生活保護世帯数・人員数・保護率の推移



世帯類型別被保護世帯数の推移



- 高齢化の進行や今般の物価高騰等の影響により、市においても生活に困窮する方が更に増加することが懸念されます。そのため、今後も引き続き、生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活に困窮する市民の社会的・経済的な自立を促進するための取組の充実強化を図る必要があります。

## ✚ 基本的取組の内容

### 09-1 生活困窮者の自立支援

#### ◆生活困窮者に対する支援

生活困窮者からの相談へのきめ細かな対応及び相談体制の強化を図るとともに、各種事業の周知に努めます。また、ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」において、生活困窮者の相談支援のほか、支援プランの作成や就労支援を実施します。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等により増加する各事業の利用者への迅速な対応を図るとともに、生活困窮者からの複雑化する相談に対して、ニーズを捉えた適切な対応に努めます。

#### ◆生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行うとともに、生活困窮世帯の子どもとその保護者に対する生活面も含めた支援の充実を図るなど、貧困の連鎖防止や自立促進のための取組を推進します。

### まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
就労支援対象者のうち、 就労・増収した者の割合	87.0% (H29)	86.1% (R3)	➔

基本計画事業候補

事業名	生活困窮者自立支援事業	担当課	生活福祉課
事業の概要	・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方の自立を支援するため、生活困窮者の早期把握に努め、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。		

09-2 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援

◆生活保護制度の適正運用の推進

生活が困窮している市民にとっての最後のセーフティネットとして、生活保護制度を適正に運用するとともに、医療扶助の適正化や資産調査等の取組の強化を図ります。

◆就労支援の充実

ケースワーカーや専門支援員がハローワーク等の関係機関と連携を図り、生活保護受給者の就労に関する相談・支援を強化します。

◆社会的な自立に向けた体制づくりの推進

ケースワーカーが関係機関と連携し、きめ細かな訪問活動を行うほか、自立支援プログラム等の支援を実施します。また、調布市社会福祉協議会との連携強化による支援体制の充実を図りながら、生活保護受給者の自立を促します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
就労支援事業等の参加者のうち、就労・増収した者の割合	46.1% (H29)	33.9% (R3)	➔

基本計画事業候補

事業名	自立支援事業の充実	担当課	生活福祉課
事業の概要	・生活保護受給者の自立に向けて、自立阻害要因を把握したうえで、自立支援プログラムを策定します。プログラムを適用することにより、必要な経済的自立、日常生活自立、社会生活自立に向けた支援を行います。		



## 施策の推進，成果向上の視点に関する取組事例（案）

### デジタル技術の活用

- ニーズに応じたオンライン相談の実施
- マイナンバーカードの活用による医療費の適正化

### 共創のまちづくり

- 生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）（調布ライフサポート）
- 地域の多様な主体による支え合い体制の整備（共助）
- 大学との連携による学習支援

### フェーズフリー

- 日頃の人材育成により，災害時（後）も困窮者へ迅速な対応を実施



## 施策10 雇用・就労の支援

目的	対象	就労者，就労希望者，事業所
	意図	就労していきいきと暮らすことができる

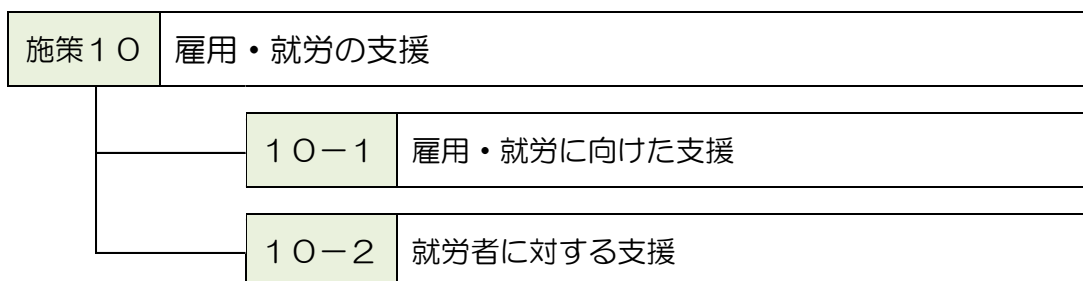
### ✦ 施策の方向

国，東京都等の関係機関や近隣自治体等と連携し，個々に応じた雇用・就労を支援します。また，市内事業者の福利厚生の上を促進します。

### ✦ 施策のポイント

- 調布国領しごと情報広場への運営参画
- ちょうふ若者サポートステーションや国・東京都の関係機関，近隣自治体との連携の推進
- 地域経済対策会議での意見交換や他自治体の事例等を踏まえた，雇用に関する支援策の検討

### ✦ 基本的取組の体系



### ✦ 現状と課題

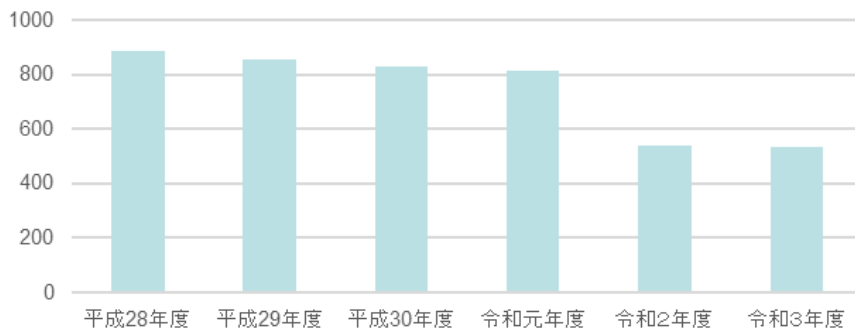
- 総務省の「労働力調査（基本集計）2021年の平均結果」によると，労働力人口（15歳以上人口のうち，就業者と完全失業者<sup>1</sup>を合わせた人口）は，令和3年平均で6,860万人と，前年に比べ8万人減少（2年連続の減少）しています。また，男女別に見ると，男性は20万人の減少，女性は13万人の増加となっています。
- 一方，就業者数は，令和3年平均で6,667万人と，前年に比べ9万人の減少（2年連続の減少）となっています。男女別にみると，男性は22万人の減少，女性は12万人の増加となっています。
- 就業者を産業別に見ると，「宿泊業，飲食サービス業」は令和3年平均で369万人と，前年に比べ22万人の減少，「建設業」及び「生活関連サービス業，娯楽業」は10万人の減少となっています。

<sup>1</sup> 当該調査の期間内に，収入を伴う仕事をしなかった者のうち，仕事に就くことが可能であって，かつ公共職業安定所（ハローワーク）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者。

○令和3年3月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、企業の障害者法定雇用率が 2.3% となったほか、障害者雇用義務の対象となる事業所が、従業員43.5人以上の事業所に拡大されました。

- 市は、雇用・就労に向けた支援として、国・東京都の関係機関との連携により、「調布国領しごと情報広場」を運営し、専門のスタッフが求人条件や就職に関する相談、応募を希望する企業への面接日の調整等の連絡、問い合わせを行っています。また、働くことに悩みを抱える 15～49歳までの若者を対象に、就職活動セミナーや就労に向けた様々なサービスを提供する「ちょうふ若者サポートステーション」を運営しています。
- ハローワーク府中（府中公共職業安定所）の出先機関である「調布国領しごと情報広場」における就職件数は、新型コロナウイルスの感染拡大によるセミナー等の中止が大きく影響し、令和2年度以降、大幅に減少しているものの、全体の就職者に対する市内在住者の割合は、目標値以上を維持している状況にあります。また、「ちょうふ若者サポートステーション」の令和元年度から令和3年度の総来場者数は2,770人、総進路決定者数は153人となっています。

≪「調布市国領しごと情報広場」における市内在住者の就職者数（単位：人）≫



- 調布国領しごと情報広場内の「マザーズコーナー」では、子育てしながら就職を目指す方のために、子どもと一緒に安心して相談ができる環境を整えています。女性の就業者が増加していることを踏まえて、今後も引き続き、子育てしながら働きたい方への支援を継続していく必要があります。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、近年、全国的に宿泊業や飲食サービス業を中心として、厳しい雇用情勢が続いている中、市においても生活困窮に陥る方や失業する若者等の増加が懸念されます。そのため、今後も引き続き、国・東京都の関係機関や近隣自治体との緊密な連携を図りながら、個々の状況に応じたきめ細かな雇用・就労支援に努める必要があります。
- 市内中小企業等の就労者を支援するため、今後も引き続き、調布市勤労者互助会の活動を支援するとともに、同互助会への加入促進を図っていく必要があります。

## ✚ 基本的取組の内容

### 10-1 雇用・就労に向けた支援

#### ◆調布国領しごと情報広場による就労支援

様々な求人情報や職業相談、職業紹介、職業訓練に関する相談をはじめ、生活保護受給者、障害者、ひとり親家庭などの就労を支援するため、ハローワーク府中と連携して、「調布国領しごと情報広場」の運営に参画し、セミナー・教室、面接会等の開催に取り組みます。

### 第3編 分野別計画

#### ◆就労支援セミナー，就職面接会の実施

ハローワーク府中や東京しごとセンター多摩等の関係機関と連携し，就労支援セミナーや就職面接会の開催情報等，雇用・就労に関する情報提供による支援機会の充実を図ります。

#### ◆若者の職業的自立，就労の支援

仕事に対する不安や悩みを抱えている若者がいきいきと働けるよう「ちょうふ若者サポートステーション」の職場体験事業の実施への協力に取り組みます。また，関係機関と連携し，若者向けの就労支援セミナーを実施し，就労支援とともに市内中小企業等の人材確保を支援します。

#### ◆子育てしながら働きたい方への就労支援

調布国領しごと情報広場内の「マザーズコーナー」における保育付き就労セミナーの共催や，就職活動用スーツの貸出を行うとともに，就職支援セミナーやパソコン教室の開催を支援します。

#### ◆高齢者，障害者，低所得者等の就労支援

高齢者の働く機会の確保や障害者の雇用促進に関する支援制度，ちょうふ就職サポート等との連携による生活保護受給者の自立支援など，各種支援制度や関係施設との連携促進を図るとともに，参加対象者を広げたセミナーを開催します。


#### ◆民間事業者と協力した高齢者等の就労支援

民間事業者や関係機関との協働による高齢者等の就労支援事業を展開します。

#### ◆雇用・就労情報の積極的な提供

国や東京都による雇用・就労情報を含め，市報・市ホームページ等を通じた情報提供による支援機会の充実を図ります。

### まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
「調布国領しごと情報広場」全体の就職者における市内在住者の割合	61.0% (H29)	67.0% (R3)	

### 基本計画事業候補

事業名	調布国領しごと情報広場の運営参画	担当課	産業振興課
事業の概要	・ハローワーク府中との連携事業として，「調布国領しごと情報広場」の運営に参画し，就職に関する相談や情報提供など，地域住民や事業所の求人・求職のニーズに対応した就労を支援します。		

## 10-2 就労者に対する支援

#### ◆就労者への支援

関係機関と連携して，労働セミナーや街頭労働相談の開催，ポケット労働法の発行など，労働問題への対応や労働関連法の知識習得を支援します。また，悩みの内容に応じて，専門機関を案内し，労働問題への相談に対応するなど，就労者に対する支援を行います。

## ◆市内事業者の福利厚生への支援

市内中小企業で働く方々の福利厚生を支援するため、調布市勤労者互助会の活動支援や加入の促進を図ります。

## まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
勤労者互助会の会員数	3,465人 (H29)	3,446人 (R3)	↑



### 施策の推進，成果向上の視点に関する取組事例(案)

#### デジタル技術の活用

- デジタル技術を活用した効果的な情報発信，セミナー等の開催

#### 共創のまちづくり

- 高齢者，障害者，低所得者等，参加対象者を広げたセミナーの開催
- 「中小企業等支援に関する包括協定」を締結する金融機関等との連携
- 調布市勤労者互助会との連携

### 第3編 分野別計画

#### 3-2 自分に合った健康づくりを通して、心地よく過ごせるまち【健康づくり】

##### 施策11 生涯を通じた健康づくり

目的	対象	市民
	意図	生涯にわたり健康な生活を送ることができる 身近な地域で安心して医療を受けられる

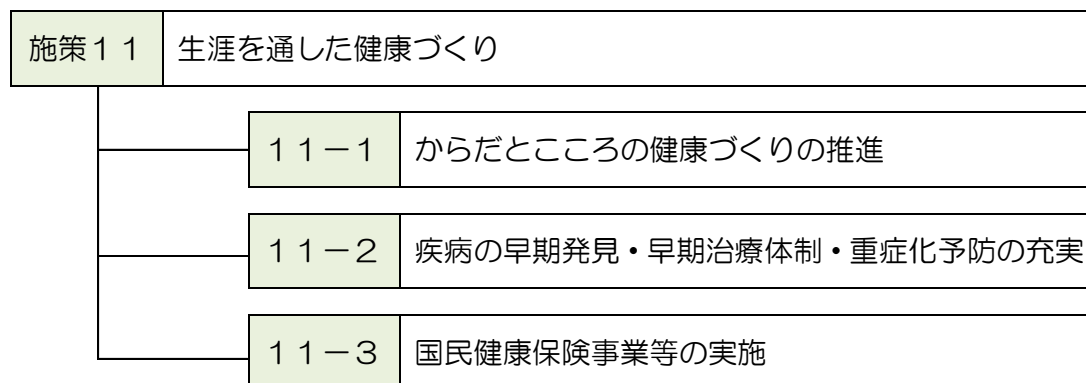
#### ✚ 施策の方向

市民が主体的に取り組む地域健康づくりや疾病予防を推進するとともに、疾病の早期発見・早期治療体制及び重症化予防の充実を図ります。また、医療保険制度改革に適切に対応した保健行政の推進を図ります。

#### ✚ 施策のポイント

- 健康づくりプラン及び食育推進基本計画に基づく健康づくりと食育の推進
- 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進
- 3師会（調布市医師会・調布市歯科医師会・調布市薬剤師会）との連携による全庁的な受動喫煙防止対策の推進
- 市民や関係機関等との連携強化による自殺対策の総合的・効果的な推進
- 新型コロナウイルス感染症など、今後における感染症への適切な対応
- 保健事業と介護予防の一体的な取組の推進
- 国民健康保険データヘルス計画に基づく取組の推進

#### ✚ 基本的取組の体系





## ✦ 現状と主要課題

- 健康寿命は、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。市における男性の健康寿命について、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合、平成22年の80.97年から令和2年の81.64年と0.67年延伸し、女性の健康寿命は、平成22年の82.19年から令和2年の83.02年と0.83年の延伸となっています。平均寿命の延伸に伴い、今後、市においても供給量を大きく上回る形で医療・介護サービスの需要の増大が予測される中、平均寿命と健康寿命の差を縮め、健康な期間を延ばすための取組の重要性がより一層増していくと考えられます。
- 市は、現在、「調布市民健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）」に基づき、庁内で連携を図りながら、市民の自主的な健康づくり活動に対する支援や学校、保育園、幼稚園、企業等と連携した食育の取組を推進しています。近年、自分が健康だと感じている市民の割合は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、令和2年度では71.1%と平成30年度の74.1%と比較して3ポイント低下しています。今後、より効果的な施策の推進に向けて、新型コロナウイルス感染症により大きく変化した市民生活の実態を分析し、今後の計画に反映する必要があります。
- 「自分の健康は自分で守る」を基本に、市民が自らの健康に対して目標を持ち、主体的に生活習慣の改善や健康増進に取り組むことができるよう、各種健康教育の場や相談の場の提供等を通じて、健康に関する正しい知識の普及と健康管理の重要性に対する意識の向上を促進する必要があります。併せて、市民一人一人のライフステージに応じた各種健康診査・検診の充実を図ることによって、疾病の早期発見・早期治療や重症化の予防を促進する必要があります。
- 健康で質の高い生活を営む上で、歯と口腔の健康の保持・増進が、基礎的かつ重要な役割を果たしています。市は、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージで、歯科健診又は歯周病検診、健康教育を実施しているほか、歯科医師及び歯科衛生士における障害者歯科に関する知識の習得や技術の向上を図るため、障害者歯科診療を実施しています。歯と口腔の健康は、全身の健康の保持・増進に深い関わりがあり、今後、さらに歯科口腔保健に関する取組の必要性の高まりが予測されることから、生涯を通じた施策の更なる推進が必要です。
- 市民の受動喫煙防止のため、調布市受動喫煙防止条例を令和元年7月に施行し、その周知啓発のためのリーフレットの全戸配布や受動喫煙ゼロの店登録事業を実施しているほか、調布市医師会等の関係機関との協力の下、医師による禁煙相談や子どもたちを対象とした防煙教育を実施しています。今後も、調布市医師会、調布市歯科医師会等の関係機関と協議、連携しながら、全庁的に更なる周知・啓発に取り組む必要があります。
- 自殺対策大綱は、「自殺対策基本法<sup>1</sup>」に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針を定めたもので、自殺総合対策の基本理念として、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを掲げています。同大綱では、地方自治体の役割として、地域の実情等を勘案し、地域自殺対策計画を策定することが求められています。
- 市は、平成31年3月に「調布市自殺対策計画」を策定し、「支え合い 認め合い とともに暮らす」を基本理念として掲げ、誰もが孤立することなく、互いを尊重し、多様性を認めながらともに生きられるよう、市民一人一人がその人らしく暮らしていける社会を目指しています。新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、自殺者数が増加している現状を踏まえ、「調布市自殺対策計画」に基づき、ゲートキーパーの養成等により相談支援体制の充実を図るとともに、地域のネットワークを強化する必要があります。

<sup>1</sup> 自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、併せて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした、我が国で自殺対策に関する初めての法律。平成28年に改正。

### 第3編 分野別計画

- がんは、誰もがかかる可能性がある疾病であり、高齢化が進む中で、引き続き、がん患者の増加が予測されます。死因の1位である一方で、医療の進歩は目覚ましく、令和3年11月公表の5年生存率は、68.9%と年々上昇しています。早期発見・早期治療だけでなく、がんに罹患しても自分らしく生活を続けられる支援の充実が必要です。
- 市は、調布市がん対策の推進に関する条例に基づき、がんの早期発見・早期治療を目的とした各種がん検診等の実施や、調布市医師会等の医療関係団体、協定締結企業との協働により、がん検診の受診啓発やがん教育に取り組んでいます。今後、がん患者のライフステージに応じた相談・支援のための環境整備や在宅療養希望者への支援が求められています。
- 生活習慣病の発症や重症化の進行を防ぐため、調布市国民健康保険データヘルス計画に基づく、取組について、医療機関等と連携しながら推進していく必要があります。

## ✚ 基本的取組の内容

### 11-1 からだとこころの健康づくりの推進

#### ◆市民の健康づくり活動の支援

調布市民健康づくりプランに基づく、健康講座や出前講座の実施のほか、市民が自主的に行う健康づくり活動の支援を推進します。また、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用した健（検）診や予防接種の記録の閲覧など市民への健康情報の提供を行います。

#### ◆歯と口腔の健康づくりの推進

調布市歯科医師会との連携により、歯と口腔の健康が全身の健康の保持・増進に深く係わることを市民に周知しながら、歯科口腔保健の取組を推進します。

#### ◆食育の推進

生涯にわたり豊かな食生活が実現できるよう、学校、地域等との連携を深めながら、調布市食育推進基本計画に基づき、食育を推進します。

また、アレルギー相談窓口を開設し、市民へのアレルギー疾患に対する正しい知識の普及と相談体制の充実を図ります。

#### ◆受動喫煙防止対策の推進

調布市受動喫煙防止条例の適切な運用と、調布市医師会等の関係機関との連携の下、受動喫煙防止対策を推進します。

#### ◆自殺対策の推進

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、調布市自殺対策計画に基づき、ゲートキーパーの養成を継続するとともに、市民や関係機関等との連携を強化し、地域ネットワークの構築を図り、総合的かつ効果的な自殺対策を推進します。

#### ◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

東京都後期高齢者医療広域連合との連携を図るとともに、庁内における組織横断的な連携の下、高齢者の健康課題に応じたきめ細かな支援を行うため、保健事業と介護予防の一体的な取組を推進します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
健康だと感じている市民の割合	74.1% (H30)	72.4% (R3)	➔
マイナポータルのぴったりサービス、PHR※を利用している市民の割合	—	調査中	➔

※PHR：Personal Health Recordの頭文字をとった略語で、個人の健康・医療・介護に関する情報のこと。

## 基本計画事業候補

事業名	歯と口腔の健康づくり<新規>	担当課	健康推進課
事業の概要	・乳幼児期から高齢期まで、歯と口腔の健康づくりを推進するため、年齢に応じた歯科健診や医科歯科の連携、障害者歯科診療を推進します。		

事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施<新規>【再掲】	担当課	保険年金課、高齢者支援室、健康推進課
事業の概要	・高齢者の心身の多様な課題に対応し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、健診結果、医療レセプト及び介護レセプトから高齢者の健康課題を把握し、家庭訪問や通いの場への積極的関与等を通じて、必要な医療や介護サービス等への橋渡しやフレイル予防に取り組みます。		

## 11-2 疾病の早期発見・早期治療体制・重症化予防の充実

## ◆調布市がん対策の推進に関する条例に基づく総合的ながん対策の推進

調布市がん対策の推進に関する条例に基づき、各種がん検診受診率及び精密検査受療率の向上に向け、様々な媒体を活用した啓発や、がん患者とその家族に対する相談・支援体制の整備など、調布市医師会等との連携や、協定締結企業が有するノウハウ等を活用することにより、がん対策を総合的に推進していきます。あわせて、関係機関と連携し、検診を受診しやすい環境整備を進めます。

## ◆かかりつけ医等の普及定着の促進

医療機関等との連携を図り、症状に応じた適切な医療サービスを身近な地域で提供する「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」等の普及や定着に向けた取組を推進します。

## ◆健康危機管理対策

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後における感染症をはじめとした健康危機管理の取組を検討・実施します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
定期的にがん検診を受けている人の割合	58.0% (H30)	50.8% (R3)	↗
市実施以外の検診を受診している人の割合	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	総合的ながん対策の推進	担当課	健康推進課	重点3
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がんの予防及び早期発見を目的として、がんに関する啓発を行うとともに、各種がん検診の実施と併せて、受診率の向上を図ります。</li> <li>・がんに関する相談・支援体制を整備します。</li> </ul>			

●その他の主な事業

- ・新型コロナウイルス感染症への対応を含む健康危機管理対策

11-3 国民健康保険事業等の実施

◆生活習慣病の発症・重症化の予防

糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病予防のため、国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの方を対象に実施する特定健康診査・特定保健指導の受診率等の向上を図るほか、生活習慣病の重症化、合併症の発症、病状の進行等の予防に重点を置いた対策を推進します。

◆国民健康保険事業の健全化の推進

レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進を図るとともに、国保財政健全化計画に基づく各種取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
特定健康診査の受診率	54.0% (H29)	51.1% (R3)	↗

## 基本計画事業候補

事業名	国保ヘルスアップ事業の推進	担当課	保険年金課
事業の概要	・国民健康保険被保険者の健康の保持・増進，生活の質の向上及び医療費適正化に向け，健康課題に則した保健事業を選定し取り組みます。		



## 施策の推進，成果向上の視点に関する取組事例（案）

### デジタル技術の活用

- デジタル技術を活用した健康づくりの取組・周知啓発
- ORPA等を活用した給付・医療費の適正化

### 共創のまちづくり

- アフラック生命保険株式会社との包括的パートナーシップ協定に基づく連携による啓発や相談体制整備
- 調布スマートシティ協議会における取組の推進

### 脱炭素社会の実現

- 食育の推進
- 健康増進に繋がる徒歩や自転車利用の促進

### フェーズフリー

- 避難生活での健康にも繋がる普段の習慣や体力作り（健康づくり）
- 災害時医療救護体制の整備
- 感染対策用品のローリングストックの推進